

渋川市移住支援金対象確認チェックリスト

移住元要件について

要件Ⅰ 次の①～③のいずれかに該当する必要があります。

①	住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京都23区内に在住していた	<input type="checkbox"/>
②	住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京都23区内に通勤していた（※1・※2・※3）	<input type="checkbox"/>
③	上記①と②の期間が合算すると5年以上ある	<input type="checkbox"/>

※1 東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のことをいいます。ただし、条件不利地域を除きます。

※2 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者に限ります。

※3 東京圏に在住しつつ、東京都23区内の大学等へ通学し、東京都23区内の企業等へ就職し、通勤した方は、修業年限を上限として通学期間を通勤期間としてみなすことができません。

要件Ⅱ 次の①または②のいずれかに該当する必要があります。

①	住民票を移す直前に、連続して1年以上東京都23区内に在住していた	<input type="checkbox"/>
②	住民票を移す直前に、連続して1年以上東京圏に在住し、東京都23区内に通勤していた（※）	<input type="checkbox"/>

※ 3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱うことができます。

移住先要件について

次のすべてに該当する必要があります。

①	申請時において、転入日の翌日から起算して1年以内である	<input type="checkbox"/>
②	渋川市に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している	<input type="checkbox"/>
③	渋川市移住者住宅支援事業助成金、渋川市新生活応援事業助成金、渋川市新規学卒者就業定着奨励金の交付を受けていない	<input type="checkbox"/>
④	暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない	<input type="checkbox"/>
⑤	日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している	<input type="checkbox"/>
⑥	申請者または世帯員として過去10年以内に移住支援金を受給していない	<input type="checkbox"/>
⑦	市区町村税を滞納していない	<input type="checkbox"/>

世帯に関する要件について

世帯で申請する場合は、次のすべてに該当する必要があります。

①	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた	<input type="checkbox"/>
②	申請者を含む2人以上の世帯員が移住後も同一世帯に属している	<input type="checkbox"/>
③	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも転入後1年以内である	<input type="checkbox"/>
④	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない	<input type="checkbox"/>

地域の担い手に関する要件について

次の1～5の要件のいずれかに該当する必要があります。

1 就業（一般）

次のすべてに該当する必要があります。

①	群馬県が移住支援金の対象として移住・就業マッチングサイトに掲載している求人により就職した	<input type="checkbox"/>
②	勤務地が東京圏以外の地域または東京圏の条件不利地域に所在する	<input type="checkbox"/>
③	3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う勤務先への就職でない	<input type="checkbox"/>
④	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	<input type="checkbox"/>
⑤	①の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である	<input type="checkbox"/>
⑥	就業先に申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している	<input type="checkbox"/>
⑦	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	<input type="checkbox"/>

2 就業（専門人材）

次のすべてに該当する必要があります。

①	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的 人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業する	<input type="checkbox"/>
②	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する	<input type="checkbox"/>
③	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	<input type="checkbox"/>
④	就業先に申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している	<input type="checkbox"/>
⑤	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	<input type="checkbox"/>
⑥	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが 前提でない	<input type="checkbox"/>

3 テレワーク

次のすべてに該当する必要があります。

①	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う	<input type="checkbox"/>
②	原則、恒常的に通勤せず、週20時間以上テレワークにより勤務する	<input type="checkbox"/>
③	国が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業による支 援、助成を受けていない	<input type="checkbox"/>
④	入社する頻度は勤務日数の5分の1以内である	<input type="checkbox"/>
⑤	定期券相当の通勤手当の支給を受けていない	<input type="checkbox"/>

4 関係人口

要件Ⅰ 次の要件に該当する必要があります。

①	40歳未満である	<input type="checkbox"/>
---	----------	--------------------------

要件Ⅱ 次の①、②のいずれかに該当する必要があります。

①	渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金の交付を受けたことがある	<input type="checkbox"/>
②	渋川市へ転入前の直近5年間のうち2年以上渋川市にふるさと納税をしている	<input type="checkbox"/>

要件Ⅲ 次の①、②のいずれかに該当する必要があります。

①	申請と同一年度内に、渋川市内の小規模特認校へ入学し卒業までの間在籍する子と同一世帯で転入した扶養義務者である（※1）	<input type="checkbox"/>
②	新築若しくは不動産売買により渋川市内の住宅等を取得し、その住宅等に居住している（※2、※3）	<input type="checkbox"/>

※1 小規模特認校とは、伊香保小学校及び小野上小学校のことをいいます。

※2 不動産売買により取得した住宅等は売主が宅地建物取引業者であるまたは宅地建物取引業者が仲介したものであり、2親等以内の親族からの贈与や売買によるものでないこと

※3 取得した住宅等は所有権保存登記または所有権移転登記の完了日から1年以内であること

要件Ⅳ 次の①、②のいずれかに該当する必要があります。

①	渋川市内で農林水産業に就業している	<input type="checkbox"/>
②	渋川市内に本社が所在する企業に正規従業員として就業している	<input type="checkbox"/>

5 起業

次の要件に該当する必要があります。

①	群馬県が実施する起業支援金事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けている	<input type="checkbox"/>
---	-----------------------------------------	--------------------------